

令和4年度第4回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和4年7月12日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和4年度第4回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和4年7月12日(火) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和4年7月12日(月) 午後2時30分

4. 出席農業委員(9名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
6番	小野寺正八	7番	甲地武彦
10番	蛭沢清子	11番	沼尾京子
12番	蛭名勲	13番	米内山隆博
14番	沼尾幸一		

5. 欠席農業委員(5名)

4番	岡山敬一	5番	木村豊三郎
8番	蛭名修二	9番	甲地俊隆
15番	久保田正一		

6. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

旭	笹倉隆悦	表町	山田昭二
千曳	藤井久		

7. 欠席農地利用最適化推進委員(2名)

栄沼	鶴ヶ崎勝也	徳万才	佐々木祐輔
----	-------	-----	-------

8. 会議に付した案件

- 報告第12号 農地の転用事実に関する照会について
報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第14号 東北町農用地利用集積計画の決定について
議案第15号 東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について

9. 議事録署名委員

13番 米内山 隆 博 14番 沼 尾 幸 一

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河 島 徳 悦 事務局主査 荒 木 浩 美

11. 書 記

事務局副参事 竹 内 恒 幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。
「こんにちは」、着席願います。
ただいまから7月1日に招集通知しました、第4回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、9名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員3名の出席があります。
本日、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員、8番 蛭名 修二 委員、9番 甲地 俊 隆委員、15番 久保田 正一 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局 ありがとうございます。
それでは東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっていきますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告3件、議案5件であります。充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。したがって議長において指名することに決

議長 定しました。
議事録署名者には13番 米内山 隆博 委員、14番 沼尾
幸一 委員を指名いたします。
なお、書記には竹内副参事を任命いたします。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しま
した。

議長 日程第3 報告第12号 農地の転用事実に関する照会につい
て、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。
報告第12号 農地の転用事実に関する照会について、青森地方
法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったの
で、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので、報告
するものです。
なお、現地確認は7月1日、農業委員1名 蛭名 修二 農業委
員及び農地利用最適化推進委員1名 山田 昭二 推進委員と
事務局職員2名により現地調査を行い、現況が農地であるか否か
を確認しています。
2、3ページをお開きください。
(受付番号9番から15番、7件朗読説明省略) 以上、7件です。

議長 ただいま、事務局より報告第12号の朗読及び説明がありまし
た。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第12号は原案のとおり報告済といたしま
す。

議長 日程第4 報告第13号 農地法第3条の3第1項の規定によ

議長 　　る届出書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 　　4ページをお開きください。
報告第13号、このことについて別紙のとおり農地法第3条の3
第1項の規定による届出書を受理したので報告するものです。
5ページを、お開きください。
（受付番号19番から23番、5件朗読説明省略）以上、5件で
す。

議長 　　ただいま、事務局より報告第13号の朗読及び説明がありまし
た。ご質疑等ありませんか。

（質疑なし）の声あり。

議長 　　質疑なしと認め、報告第13号は、原案のとおり報告済といたし
ます。

議長 　　日程第5 報告第14号 農地法第18条第6項の規定による
通知書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 　　6ページをお開きください。
報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受
理について、農地法施行規則第68条第1項の規定により別紙の
とおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する
ものです。
7ページをお開きください。
（受付番号3番、1件を朗読説明省略）以上、1件です。

議長 　　ただいま、事務局より報告第14号の朗読及び説明がありまし
た。ご質疑等ありませんか。

（質疑なし）の声あり。

議長 　　質疑なしと認め、報告第14号は、原案のとおり報告済といた
します。

議 長 日程第6 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 8ページをお開きください。
議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第3条第1項の規定により、9ページから12ページの記載内容となり、(1)所有権移転5件の許可申請書の提出があったので、審議を求めるものです。所有権移転5件について説明いたします。
(受付番号30番から34番、5件朗読説明省略)以上、所有権移転5件であります。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第11号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 日程第7 議案第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 13ページをお開きください。
議案第12号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第7条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、14ページの受付番号1番、1件について、現地調査が行われております。申請箇所的位置等は、15、16ページのとおりです。
(受付番号1番、1件を朗読説明)以上、1件です。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。これには現地調査が行われています。本日、8番 蛭名 修二 委員が欠席となっておりますので、事務局の竹内副参事より現地報告を代読をお願いします。

事務局員 議案第12号の現地調査の報告をいたします。
農地法第4条自己所有地転用についてですが、7月1日に山田昭二 農地利用最適化推進員及び事務局と現地へ出向き、代理人立ち会いのもと現地確認調査を実施しました。
申請地は、東北町役場本庁舎から西南西へ約1.6キロメートルの距離にあり、県道121号線（七戸上北町停車場線）を七戸方面へ向かい、西上野十鉄バス停の手前を左折して45メートル先の右側に位置しており、障害者支援施設上北療護園、町多目的乾燥調整施設、上野保育園に近い場所で、周囲には10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっております。
転用の目的は、住居の建築であり、現況においては境界が明確で汚水及び排水は、合併合併浄化槽で処理後、宅内浸透処理をし雨水は道路側溝へ流れるような勾配を計画しており、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。以上、報告いたします。

議長 ご苦労様でした。ただいま、事務局より現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

（異議なし）の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第12号は、原案のとおり承認することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第8 議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 17ページをお開きください。
議案第13号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、（1）所有権移転1件、（3）使用貸借権1件、について現地調査が行われております。
18ページをお開きください。（1）所有権移転申請箇所的位置等は、19ページから21ページのとおりです。
（受付番号6番、所有権移転1件朗読説明省略）以上、1件です。

事務局長 22ページをお開きください。(3) 使用貸借権設定申請箇所
の位置等は、23ページから25ページのとおりです。
(受付番号4番、使用貸借権1件朗読説明省略) 以上、1件で
あります。

議長 事務局の竹内副参事より現地報告をお願いします。

事務局員 議案第13号の現地確認調査の報告をいたします。
18ページから21ページの農地法第5条転用の所有権移転に
ついては、代理人立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。
申請地は、東北町役場本庁舎から東南東へ約2.1キロメートル
の距離にあり、県道8号線(八戸野辺地線)を三沢方面に向かい
湖水口十鉄バス停を過ぎた十字路を左折して、沼崎本村地区内の
町道437号線150メートル先を左折した奥に位置しており
ローソン上北町店、沼崎集会所、小川原湖ふれあい村に近い場所
で、周囲には10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地
が存している地域となっております。
転用の目的は、自己住宅の建築であり、現況においては境界が明
確で、汚水及び排水は、合併合併浄化槽で処理後、宅内浸透処理
をし、雨水は道路側溝へ流れるような勾配を計画しており、周辺
に被害を及ぼす影響は無いとみられるため、許可相当と判断して
参りました。
続いて、22ページから25ページの農地法第5条転用の使用貸
借権の設定についてご報告いたします。
代理人立ち合いのもと現地確認調査を実施しました。
申請地は、東北町役場分庁舎より東北東へ約4キロメートルの距
離にあり、町道保戸沢一浜台線の保戸沢地区を通り旭地区方向に
1.6キロメートルを右折し、南に300メートル入ったところ
に位置しており、周囲には土場川流域に広がる一団の水田地帯に
隣接している農業振興地域整備計画における農用地区域で
あり、転用の目的は、砂採取による一時転用です。砂採取する年
間の数量については、10,970立方メートルとなっております。
現況においては、境界が明確であり、周辺への被害防止対策とし
て危険防止柵が設置され、また汚濁水の流出防止のための沈殿池
が設置されるなど、周辺に被害を及ぼす影響は無いとみられる。
また、事業完了後は、農地に復元する誓約がなされていることか
ら許可相当と判断して参りました。以上、報告いたします。

- 議 長 ご苦労様でした。ただいま事務局より、現地調査の報告が終わりました。
 本案について、ご異議ありませんか。
- 1 4 番沼尾 2 2 ページの議案第 1 3 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく
 幸一委員 農地転用許可で、(3) 使用貸借権設定の砂採取の件について
 土砂災害等の被害を想定した場合、崖から西側の隣接農地までに
 どれくらいの距離がありますか。
- 事務局長 はい、2 4 ページに断面図がありますが、崖の高さ 7 0 メートル
 に対し、西側の隣接農地までに 1 2 0 メートルの距離がありま
 す。崖が崩れた場合、隣接農地への影響はございません。
- 1 4 番沼尾 はい、分かりました。
 幸一委員
- 議 長 そのほか、ご質疑等ございませんか。
- (異議なし) の声あり。
- 議 長 異議なしと認め、議案第 1 3 号は、原案のとおり承認することに
 決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。
- 議 長 日程第 9 議案第 1 4 号 東北町農地利用集積計画の決定につ
 いて、議題とします。
 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 2 6 ページをお開きください。
 議案第 1 4 号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北
 町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知
 がありましたので、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規
 定により、農業委員会の決定を求めるものであります。
 2 7 ページをお開きください。町長から農業委員会への承認願
 いの文書であります。
 2 8 ページから 3 8 ページをお開きください。
 (2) 使用貸借、受付番号 2 3 番から 3 8 番、1 6 件について説
 明いたします。
 (受付番号 2 3 番から 3 8 番、1 6 件朗読説明省略) 以上、1 6
 件であります。

- 事務局長 39ページをお開きください。
農地売買等事業による(1)所有権移転、受付番号8番、1件について説明いたします。
(受付番号8番、1件朗読説明省略)以上、1件であります。
- 議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。
本案について、ご異議ありませんか。
- 12番 名 28ページの議案第14号東北町農用地利用計画の決定について、農業経営基盤強化促進による利用権の設定の使用貸借権の2
勲委員 4番の耕作者は、新規就農者ですが就農計画書の提出がされていますか。
- 事務局長 はい、既に町農林水産課へ就農計画書が提出されております。
- 12番 名 はい、分かりました。
勲委員
- 議長 そのほか、ご質疑等ございませんか。

(異議なし)の声あり。
- 議長 異議なしと認め、議案第14号は、原案のとおり承認することに決定しました。
- 議長 日程第10 議案第15号 東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 40ページをお開きください。
議案第15号 東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、農業振興地域の整備に係る法律施行規則第3条の2第1項の規定により、東北町長から41ページのとおり照会があったので意見を求めるものです。
42ページをお開きください。
整理番号4-1、4-2の2件について説明します。なお、農用地区域への編入変更申請箇所的位置等は、43、44ページのと

事務局長 おりです。
(整理番号4-1、4-2、2件朗読説明省略)以上、2件です。

議長 事務局の竹内副参事より補足説明及び現地報告をお願いします。

事務局員 整理番号4-1及び4-2について7月1日に、蛭名 修二 委員及び、山田 昭二 農地利用最適化推進委員と事務局職員2名で現場へ出向き、申請者2名立ち会いのもと現地確認調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎から東南東へ約6キロメートルの距離にあり、町道土橋・寺沢線と町道甲地・蓼内線が交差している十字路の東南に位置し長久保地区、土橋地区、蓼内地区の集落に近い場所で、周囲には10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっています。

整理番号4-1の変更内容は、農用地区域外の農地を農業振興地域整備計画農用地区域へ編入するものです。編入後は農地の売買をする予定とのことです。

整理番号4-2の変更内容は、整理番号4-1と隣接した農地となり、農用地の一団の農地として今後利活用するため編入するものです。

意見については、以上の点を鑑み、隣接している農地等に影響がないこと、今後の計画が明確であることを総合すると、農業振興地域整備計画の農用地区域内へ編入することについては、妥当と判断するものであります。以上、報告いたします。

議長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議長 異議なしと認め、議案第15号は、原案のとおり承認することに決定し、町へ意見を送付いたします。

議長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
第4回東北町農業委員会総会を閉会いたします。

———— 閉会 午後2時30分 ————